



概 要	備 考
<p>1. 意匠関係</p> <p>(1) 目次 文献番号 願書、意匠の名称、出願人、意匠分類</p> <p>(2) 書誌的事項、意匠の名称、意匠を表示する図面または写真</p> <p>2. 特許関係</p> <p>(1) 目次 文献番号 願書、発明の名称、出願人、IPC</p> <p>(2) 書誌的事項、発明の名称、クレーム、明細書、図面</p> <p>(注) 文献番号は意匠と特許を含んで連番が付与されている。 文献番号は、1989年8月発行からINID(1)が付与されている。 日付は全てタイ暦を使用している。</p>	<p>1. 種類及び存続期間</p> <p>(1) 発明特許.....出願日から20年。</p> <p>(2) 意匠特許.....出願日から10年。</p> <p>2. 特許関係</p> <p>(1) 審査 方式及び実体審査</p> <p>(2) 公開後、異議申立(公告日から90日以内) その後、審査請求(公開から5年以内)</p> <p>(3) IPC使用</p> <p>(4) 日本との相互承認が認められた。(1995.1.1)</p> <p>3. 意匠関係</p> <p>(1) 国際意匠分類を使用</p> <p>(2) 出願日から15年。(1992.9.30以前は10年)</p> <p>4. その他 出願番号から発行日及び文献番号がわかる当館作成の索引により検索が可能である。</p>
<p>1. 分類順商標見本</p>	<p>1. 存続期間 出願日から10年。但し、10年毎に更新できる。</p> <p>2. サービスマークの導入、商品およびサービスに関する国際分類採用</p> <p>3. 公告・異議制度あり。 (公告日から90日以内)</p>